

# 資料1

## 大分県社会福祉審議会児童福祉専門 分科会保育部会について

○大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会について	1
○大分県社会福祉審議会条例	2
○大分県社会福祉審議会運営要領	5

# 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育部会について

## 1 趣 旨

子ども・子育て支援法の制定に伴う児童福祉法の一部改正により、保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされたことから、大分県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に新たに「保育部会」を設置し、保育所の設置認可等に関し意見を徴することとした。

(子ども・子育て関連3法：平成24年8月公布、平成27年4月施行)

## 2 部会開催

平成29年度 平成29年12月 1日

平成30年度 平成30年10月26日

## 3 対象

令和7年4月1日以降に設置される保育所（大分市所管分を除く）

### 【参考】保育所の認可手続きについて

(児童福祉法第35条第4項)

□ 国、都道府県及び市町村以外の者は、(略)都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

(同法第35条第5項)

□ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があったときは、(略)条例に定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。

①当該保育所を運営するために必要な経済的基礎があること。

②当該保育所の経営者(略)が社会的信望を有すること。

③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

④その他欠格事由に該当しないこと。

(同法第35条第6項)

□ 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

## 大分県社会福祉審議会条例

平成十二年三月三十一日

大分県条例第六号

### (趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第七条第一項の社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第二条 審議会の名称は、大分県社会福祉審議会とする。

### (調査審議事項の特例)

第三条 審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

### (組織)

第四条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委員長の職務の代行)

第五条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第九条第一項の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を

行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第七条 審議会に、法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項に規定する専門分科会のほか、同条第二項の規定により老人福祉専門分科会を置く。

第八条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会の会議は、委員長が招集し、専門分科会長が議長となる。

5 第五条及び第六条第三項から第五項までの規定は、専門分科会について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第九条 審議会は、その定めるところにより、児童福祉専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

4 部会長は、その部会の事務を総理する。

5 部会の会議は、委員長が招集し、部会長が議長となる。

6 第五条及び第六条第三項から第五項までの規定は、部会について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(平一六条例六・一部改正)

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(大分県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大分県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和六十一年大分県条例第四号)は、廃止する。

### (経過措置)

3 この条例の施行の際現に任命されている委員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までとする。

附 則(平成一二年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第六号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第四号)抄

### (施行期日等)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

### (委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に大分県社会福祉審議会の委員である者の任期については、第六条の規定による改正後の大分県社会福祉審議会条例第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成二五年条例第四一号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

## 大分県社会福祉審議会運営要領

(昭和62年8月1日施行)

### (目的)

第1条 この運営要領は、大分県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (専門分科会)

第2条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- (1) 障害福祉専門分科会 25名以内の委員及び臨時委員
- (2) 老人福祉専門分科会 15名以内の委員
- (3) 児童福祉専門分科会 20名以内の委員及び臨時委員
- (4) 民生委員審査専門分科会 10名以内の委員

2 専門分科会に属する委員は、委員長が指名する。

### (審査部会)

第3条 障害福祉専門分科会に、審査部会を置く。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、障害福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

3 審議会は審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

### (部会)

第4条 児童福祉専門分科会に児童相談部会、里親部会、母子福祉部会及び保育部会を置きそれぞれ次表に掲げる事項を調査審議する。

部 会 名	調 査 審 議 事 項
児童相談部会	児童を児童福祉施設へ入所させる措置等に関する事 児童虐待による死亡事例等の検証及び再発防止策の検討 に関する事。 被措置児童虐待に関する事。
里親部会	里親の認定等に関する事。
母子福祉部会	母子福祉資金の貸付けその他母子福祉に関する事。
保育部会	保育所の設置認可等に関する事。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は委員長が指名する。

### (委員等)

第5条 委員の互選により、審議会に委員長及び副委員長を、専門分科会に分科会長及び副分科会長を、部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置く。

2 委員長、分科会長及び部会長（以下「委員長等」という。）は、会務を総理する。

3 副委員長、副分科会長及び副部会長は委員長等を補佐し、委員長等に事故あるときは、その職務を行う。

### (会議)

第6条 審議会、専門分科会及び部会（以下「審議会等」という。）は、それぞれ委員長等が招集し、その議長となる。

2 委員長等は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会等を招集しなければならない。

3 審議会等は、年1回以上開く。

4 審議会等は、審議に必要があるときは、関係行政機関に対し、資料の提供及び所属職員の出席を求めることができる。

(定足数)

第7条 審議会等は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議事を行うことができない。

2 審議会等の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長等の決するところによる。

(決議の特例)

第8条 専門分科会及び部会の調査審議事項については、それぞれ専門分科会及び部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

2 民生委員審査専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、民生委員審査専門分科会長の専決をもって民生委員審査専門分科会の決議に代えることができる。

(会議録)

第9条 審議会等の会議については、会議録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 会議録には署名委員2名が署名するものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は福祉保健企画課において、民生委員審査専門分科会の庶務は地域福祉推進室において、老人福祉専門分科会の庶務は高齢者福祉課において、児童福祉専門分科会、児童相談部会、里親部会及び母子福祉部会の庶務はこども子育て支援課において、障害福祉専門分科会及び審査部会の庶務は障害福祉課においてそれぞれ処理する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成元年9月5日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成2年9月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領の改正は、平成5年2月25日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成18年2月24日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成21年2月18日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成25年12月18日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成26年8月27日から施行する。